

令和4年度第1回加須市田ヶ谷総合センター運営委員会 次第

日 時 令和5年3月16日（木）
午前10時00分から

場 所 加須市田ヶ谷総合センター
1階 集会室（ホール）

【会議のポイント】

- ・ 令和4年度加須市田ヶ谷総合センター事業実施状況の報告
- ・ 令和5年度加須市田ヶ谷総合センター事業計画（案）の説明
- ・ 施設の工事・修繕の報告（受変電設備更新工事／トイレ壁タイル修繕工事）

【目標の時間】 60分

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- （1）令和4年度加須市田ヶ谷総合センター事業報告について
- （2）令和5年度加須市田ヶ谷総合センター事業計画（案）について
- （3）施設の工事・修繕の報告について（受変電設備更新工事／トイレ壁タイル修繕）
- （4）施設のバリアフリー化（土足化）の実施結果について

4 そ の 他

5 閉 会

〈配布資料〉

- ・ 次第
- ・ 加須市田ヶ谷総合センター運営委員会委員名簿
- ・ **資料1** 令和4年度加須市田ヶ谷総合センター事業実施状況の報告及び令和5年度加須市田ヶ谷総合センター事業計画（案）について
- ・ **資料2** 田ヶ谷総合センターの工事・修繕の報告について（受変電設備更新工事／トイレ壁タイル修繕）
- ・ **資料3** 田ヶ谷サン・スポーツランド野球場改修基本計画（概要版）
- ・ 加須市田ヶ谷総合センター条例
- ・ 加須市田ヶ谷総合センター条例施行規則

加須市田ヶ谷総合センター運営委員会委員

令和5年3月16日

No.	選出区分	氏名	備考
1	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	ふくおか のりあき 福岡 憲昭	
2	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	しみず たかし 清水 孝	
3	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	さかもと けんじ 坂本 健治	
4	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	せきぐち まさし 関口 政司	
5	1号委員 市内の公共的団体等の代表者	わたなべ のりこ 渡邊 典子	
6	2号委員 知識経験を有する者	さかもと としお 坂本 利雄	委員長
7	2号委員 知識経験を有する者	さかもと ちかこ 坂本 チカ子	副委員長
8	2号委員 知識経験を有する者	こうみ あきひこ 小海 昭彦	
9	2号委員 知識経験を有する者	おりはら ひろゆき 折原 浩之	
10	3号委員 市の職員	たかはし あつお 高橋 敦男	

*選出区分＝加須市田ヶ谷総合センター条例施行規則第8条（令和2年4月1日施行）

□任期：令和4年3月21日～令和6年3月20日

加須市田ヶ谷総合センター条例施行規則（抜粋）

第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。同数の時は、議長の決するところによる。

1 令和4年度加須市田ヶ谷総合センター事業報告について

(1) 地域交流事業

① 教養・文化講座実施結果（実施／計画） 12／13 講座・57／58 回

No.	講座	時期及び予定実施回数	実施回数(回)	参加(人)	定員(人)
1	料理教室	未定：全1回	中止	中止	10
2	民踊教室	7月～3月(日)：全16回	16	15	20
3	エクササイズ入門①	8月～9月(土)：全4回	4	9	10
4	エクササイズ入門②	1月～2月(日)：全4回	4	11	10
5	陶芸教室	9月～11月(火)：全6回	6	8	10
6	茶道教室	9月～1月(金)：全10回	10	8	10
7	編み物教室	10月～12月(月)：全10回	10	15	20
8	正月飾り教室	12月(木)：全1回	1	12	10
9	スマートフォン教室①	11月(木)：全1回	1	9	10
10	スマートフォン教室②	2月(木)：全1回	1	10	10
11	羊毛フェルトクラフト教室	9月～10月：全2回	2	8	10
12	おうち花飾り教室	9月(新規講座)：全1回	1	10	10
13	実用書道講座	11月(新規講座)：全1回	1	10	15
合 計			57	125	155

開催を予定していたNo.1の講座は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。(中止 1講座・全1回)



おうち花飾り教室



実用書道講座

②血圧測定 随時

血圧測定人数 41名（令和5年2月末現在）

（参考：前年2月末時点測定人数 26名）

③小・中学生学級（騎西文化・学習センター主催事業）→**全て開催中止**

■ふれあい学級体験学習（サマーキャンプ）

■学力向上学級社会科見学

④人権啓発展

期 日：12月2日（金）～12月26日（月）

内 容：人権啓発パネル・人権標語・人権ポスター・人権折り鶴「未来へ」の展示、啓発品の配布

※人権啓発パネルは(株)電通から無償借用。



(2) 田ヶ谷総合センター利用状況

①館利用人数 5,855名【令和5年2末日現在】

（参考：前年2末日現在 5,242名）

うち、貸館利用者 4,576名

（参考：前年2末日現在 3,452名）

②図書室・ロビー等の開放

■図書室利用者 412名【令和5年2末日現在】

（参考：前年2末日現在 494名）

図書の貸し出し

図書の新規購入 17冊

■ロビー利用者 406名【令和5年2末日現在】

（参考：前年2末日現在 995名）

(3) 講座参加者のイベントへの出演・出展

①第 19 回北埼玉地区人権フェスティバルへの出展

期 日：10 月 15 日（土）羽生市産業文化ホール

作品展示：編み物教室、陶芸教室参加者の作品等 50 点



②2023みなくるフェスタへの出演・出展

（埼玉県教育集会所連絡協議会・部落解放同盟埼玉県連合会女性部主催事業）

期 日：3 月 18 日（土） 東松山市民文化センター

舞台出演：民踊教室参加者 16 名

作品出展：編み物教室、陶芸教室参加者の作品 47 点

(4) 建物・機械設備等に関すること

①各種点検の実施

消防用設備、防火対象物、自家用電気工作物、建築設備等の法令点検を実施した。

②ガステーブルコンロ購入及び取り付け工事（令和 4 年 6 月 28 日）

食生活改善室のガステーブルコンロ 4 台の故障及び経年劣化に伴い、ガステーブルコンロ 4 台の新規購入及び設置を行った。

③学習室空調機修繕（令和 4 年 12 月 8 日）

空調機内部品の不具合による部品交換工事を行った。

④多目的トイレ洗浄便座交換工事（令和 5 年 3 月 3 日）

多目的トイレのウォシュレット故障に伴う交換工事を行った。

(5) その他

①新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応

センター入り口正面の置き型体温計による検温、手指消毒等を実施した。

2 令和5年度加須市田ヶ谷総合センター事業計画（案）について

(1) 地域交流事業

①教養・文化講座事業計画 14 講座・58 回

No.	講座名	予定時期	実施回数(回)	申込定員(人)	備考
1	料理教室①（うどん作り）	6月	1	10	
2	料理教室②	10月	1	20	
3	料理教室③	12月	1	20	
4	民踊教室	7～3月	16	20	
5	エクササイズ入門①	8～10月	4	10	
6	エクササイズ入門②	1～3月	4	10	
7	陶芸教室	9～12月	6	10	
8	茶道教室	9～1月	10	10	
9	編み物教室	10～12月	10	20	
10	正月飾り教室	12月	1	10	
11	スマートフォン教室①	11月	1	10	
12	スマートフォン教室②	1月	1	10	
13	おうち花かざり教室① （スワッグ作り）	8月	1	10	家庭にある花を素敵に飾るコツを学ぶ
14	おうち花かざり教室②（新規） （シャボンフラワー作り）	9月	1	10	家庭にある花を素敵に飾るコツを学ぶ
	合 計		58	180	

②小・中学生学級（騎西文化・学習センター主催事業）

7月～8月に実施予定（田ヶ谷小学校・騎西中学校の夏休み期間中に実施）

ふれあい学級・学力向上学級受講者を対象に実施予定

③人権啓発の実施

期日：12月に実施予定

④図書室・ロビー等の開放

クールオアシス、赤ちゃんの駅、図書の貸し出し、児童用図書の新規購入

(2) 講座参加者のイベント出演・出展

①第20回北埼玉地区人権フェスティバルへの出演・出展

期日：令和5年10月15日(土)

会場：行田市教育文化センターみらい中央公民館

②2024みなくるフェスタへの参加

(埼玉県教育集会所連絡協議会・部落解放同盟埼玉県連合会女性部主催事業)

期日：令和6年3月予定

会場：未定

(3) 建物・機械設備等に関すること

①PCB 残留産業廃棄物の廃棄の実施

田ヶ谷総合センター敷地内南側倉庫内に保管されている、低濃度 PCB 残留トランス 4 台、コンデンサ 5 台の運搬及び廃棄を業者に委託

田ヶ谷総合センター工事・修繕の報告について (受変電設備更新工事／トイレタイル修繕)

①受変電設備更新工事（令和4年12月7日）

田ヶ谷総合センターの受変電設備の老朽化及びキュービクル内 PCB 残留トランス、コンデンサの処分のため、加須市の PCB 廃棄物処理計画に基づき当該工事を実施。



(写真1) 旧受変電設備



(写真2) 設置の様子



(写真3) 新受変電設備



(写真4) 田ヶ谷総合センター南側倉庫内保管

・コンデンサ PCB 検査（令和5年2月3日）

田ヶ谷総合センター南側倉庫内保管中のコンデンサ5台は、低濃度 PCB 残留の可能性があるため検査を実施した結果、低濃度 PCB が検出されませんでした。（トランス4台については検査実施済み（令和2年4月））



(写真5) 高圧コンデンサ PCB 抽出検査

検査結果→令和5年3月10日
運搬・廃棄→令和5年度実施

②田ヶ谷総合センタートイレ壁タイル修繕（令和5年1月16日、17日、19日）

田ヶ谷総合センター1階男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ、2階男子トイレ、女子トイレにおいて壁タイルの剥離や破損が生じたため補修を行った。



（写真1）1階男子トイレ個室壁（修繕前）



（写真2）1階男子トイレ個室壁（修繕後）



（写真3）2階女子トイレ個室壁（修繕前）



（写真4）2階女子トイレ個室壁（修繕後）

田ヶ谷サン・スポーツランド野球場改修基本計画
(概要版)



令和5年1月

加須市・加須市教育委員会

■計画の目的

本市では、「全国高等学校女子硬式野球選抜大会」のほか多くの女子野球大会が開催されている。さらに埼玉西武ライオンズ・レディースが本拠地として活動しているほか、中学生から社会人まで各世代の女子野球チームが揃う全国で唯一の自治体であることなど、女子野球のモデルシティとして、『女子野球タウン』の第1号に認定されている。

今般、スポーツを核とした交流人口の拡大に向け「女子野球の聖地」の定着を図るとともに、選手がより素晴らしい環境でプレーできる競技環境、観戦環境等の向上を図るため、現在の状況を把握し、整備改修内容と優先順位を整理し必要な改修を行うなうことを目的に策定します。

■現状と課題

昭和61年の竣工から36年が経過し、管理棟の複数の雨漏り、得点版や観覧席のなど老朽化による劣化が進行している。また、暑さ対策として諸室への空調設備など、球場建設時には想定していなかった社会状況の変化に応じた機能整備も求められている。



グラウンド：表層土の不陸、排水不良



スコアボード：盤面の全体的な劣化



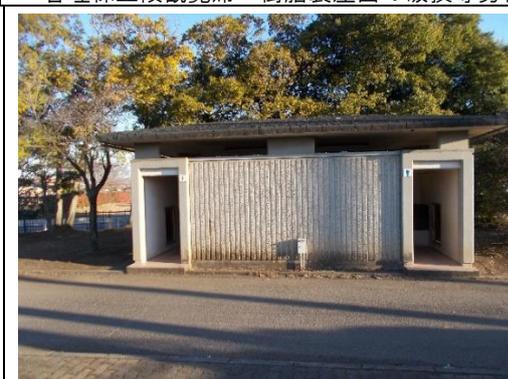
バックスクリーン：全体的な錆等の劣化



管理棟上段観覧席：樹脂製座面の破損等劣化



管理棟：雨漏りによる内装の腐食等劣化



3塁側公園トイレ：全体的な劣化

■改修の基本方針

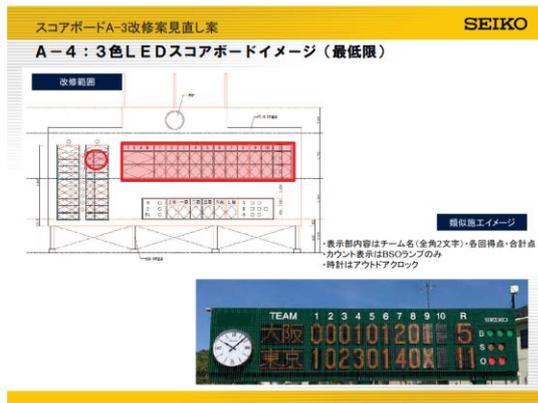
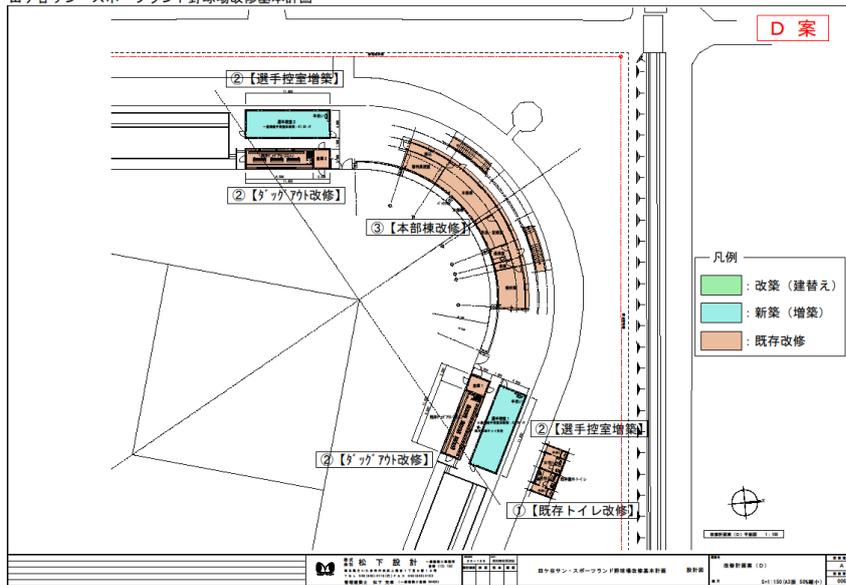
1. 「女子野球の聖地」として、女子野球大会の開催会場にふさわしい野球場を目指す。
2. 女子選手の利便性を考慮し改修箇所と優先順位を整理し、必要な改修を行う。但し、防球ネット、サブグラウンド、駐車場の整備については他の野球場の整備状況も踏まえ当面は実施しない。
3. 加須市民運動公園野球場（加須きずなスタジアム）を参考に、原則、既存の設備等を活かし改修を行う。

■改修箇所

改修箇所	改修内容
1. 既存公園トイレ改修	既存公園トイレの洋式化、屋根を含む外壁や内壁、床面の塗り替え、洗面台などの付属設備の更新を図るとともに、内装等の色を工夫し、清潔感のある女性が利用しやすい施設とする整備を行う。
2. ダッグアウト改修・選手控室増築	ダッグアウトの内壁、外壁の塗装、ベンチシートの入替を行う。また、選手の更衣室としても利用できる選手控室をダッグアウト裏側に新設する。
3. 管理棟改修	管理棟各室への空調設備の設置や雨漏りの解消、管理棟上段観覧席の改修を行う。
4. スコアボード改修	既存設備を活かし、老朽部分を全面的に塗装するほか、手動式の得点版を液晶化に更新し機能の充実を図る。
5. バックスクリーン改修	既存設備の全面塗装による改修を行う。
6. グラウンド改修	ブルペンを含む内外野の土の部分のみ表層の入替を行い、グラウンド機能の改善を図る。

■改修箇所・改修イメージ

田ヶ谷サン・スポーツランド野球場改修基本計画



■設計・工事計画案

トイレは喫緊の課題であることから最優先に行うものとし、その他の施設は、令和6年度以降に設計、工事を実施する。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
設計・調査	基本計画	設計・調査	設計・調査	
工事		工事		工事

■田ヶ谷サン・スポーツランド野球場改修基本計画（概要版）

発行 令和5年1月 加須市・加須市教育委員会

編集 加須市生涯学習部スポーツ振興課

〒347-0007 加須市下三俣590番地

電話 0480-62-6123

女子野球の聖地としてふさわしい野球場へと整備するため

田ヶ谷サン・スポーツランド内トイレ改修設計を実施します

■ 概要

「田ヶ谷サン・スポーツランド」は昭和61年に整備され、施設及び設備の老朽化が進んでいます。また、野球場は女子野球の聖地として女子野球大会の開催会場となっておりますが、野球場内にはトイレはなく老朽化した公園のトイレを使用しています。

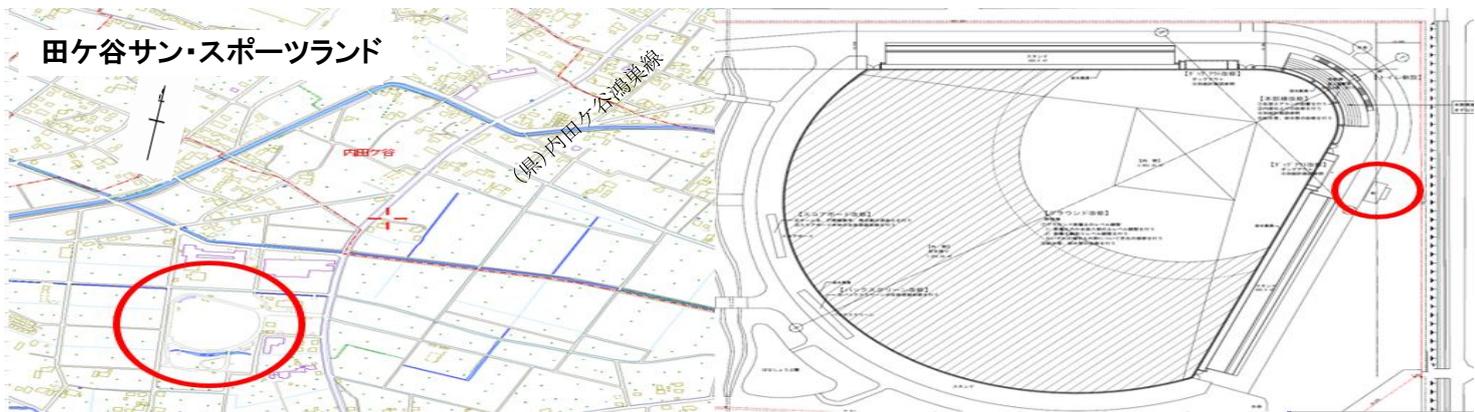
そこで、平成4年度にスポーツ振興課が策定した「田ヶ谷サン・スポーツランド野球場改修基本計画」に基づき、野球場に隣接する公園トイレを、清潔感のある女性が利用しやすい施設に改修するための設計を実施します。

■ 主な改修内容

- ・トイレの洋式化
- ・屋根を含む外壁、内壁、床面の改修
- ・照明器具交換（LED化）
- ・洗面台などの付属設備の更新 等

■ 改修完成予定日

- ・令和6年2月（第25回全国高等学校女子硬式野球選抜大会にて使用予定）
- ※工事予定 令和5年8月～令和6年2月



外観



面積 20.4㎡

内観



男：大1・小2 女：大2

【問合せ】 騎西総合支所農政建設課 ☎0480-73-1111（内173）

令和4年度予算	公園整備事業：1,500千円
パブリシティ	令和5年2月7日実施済

○加須市田ヶ谷総合センター条例

平成22年3月23日

条例第148号

改正 平成28年11月30日条例第39号

令和2年3月5日条例第4号

(題名改称)

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき、福祉の向上及び人権啓発のための住民交流の拠点として、総合的な事業の推進を図るため、加須市田ヶ谷総合センター（以下「センター」という。）を設置する。

(令和2条例4・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 加須市田ヶ谷総合センター

位置 加須市上崎2080番地1

(令和2条例4・一部改正)

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 調査研究事業
- (2) 相談事業
- (3) 地域福祉事業
- (4) 啓発及び広報活動事業
- (5) その他必要な事業

(令和2条例4・一部改正)

(利用の許可)

第4条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも同様とする。

(令和2条例4・一部改正)

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは利用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、備品等を滅失又は破損するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他管理上支障があると認められるとき又は利用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第6条 センターの利用者は、利用許可と同時に、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、第3条に基づく事業については、この限りでない。

(令和2条例4・一部改正)

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。

- (1) センターの管理上特に必要があると認め、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 災害その他利用者の責めに帰することができない理由により、センターを利用することができないとき。

(平28条例39・令和2条例4・一部改正)

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 館長の指示に従わないとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

(原状回復)

第10条 利用者は、その利用を終了したときは、直ちに原状に回復して、館長の点検を受けなければならない。前条の規定により利用許可の取消し等を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第11条 利用者は、利用中に施設設備品その他物品を滅失し、又は損傷した場合において、前条に基づく原状回復ができないときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

- 2 市長は、第9条の規定による許可の取消し等によって利用者が被った損害額について、賠償の責めを負わない。

(運営委員会)

第12条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、加須市田ヶ谷総合センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の構成その他運営について必要な事項は、市長が別に規則で定める。

(令和2条例4・一部改正)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(令和2条例4・旧第1項・一部改正)

附 則（平成28年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第4号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分		使用料				備考
		午前	午後	夜間	1日	
1階	集会室	円 1,000	円 1,500	円 2,000	円 5,000	麵打ち室の 利用は食生 活改善室に 含む。
	会議室兼相 談室	100	150	200	400	
	教養娯楽室	100	150	200	400	
	食生活改善 室	600	800	600	2,000	
2階	図書室	100	100	200	400	読書のため の図書室の 利用は無料 とする。
	学習室	100	150	200	400	
	会議室	100	150	200	400	
	工作室	100	100	200	400	
	音楽室	100	100	200	400	

○午前とは、午前8時30分から正午まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後6時から午後10時まで、1日とは、午前8時30分から午後10時までとする。

○加須市田ヶ谷総合センター条例施行規則

平成22年3月23日

規則第112号

改正 平成29年3月29日規則第20号

平成31年4月26日規則第16号

令和2年3月31日規則第15号

(題名改称)

令和4年2月10日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、加須市田ヶ谷総合センター条例（平成22年加須市条例第148号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(令和2規則15・一部改正)

(利用時間及び休館日)

第2条 加須市田ヶ谷総合センター（以下「センター」という。）の利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 利用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

(2) 休館日は、毎週の水曜日並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。

(令和2規則15・一部改正)

(職員の任務)

第3条 センターに館長その他必要な職員を置く。

2 館長は、上司の命を受け、センターの業務を統括し、所属職員を指導監督する。

3 館長以外の職員は、館長の命を受け、それぞれの職務に従事する。

(令和2規則15・一部改正)

(館長の専決事項)

第4条 館長は、市長の権限に属する次の事項を専決することができる。

(1) 条例第4条の規定による利用許可に関すること。

(利用の手続)

第5条 センターの利用又は変更の許可を受けようとする者は、田ヶ谷総合センター利用(変更)許可申請書(様式第1号)を利用しようとする日(以下「利用日」という。)の属する月の3箇月前の月の初日(その日が、第2条第2号に規定する休館日に当たるときは、その日の後において、その日に最も近い同号に規定する休館日でない日とする。)から利用日の2日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請により利用許可するときは、田ヶ谷総合センター利用(変更)許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(令和2規則15・令和4規則2・一部改正)

(利用の制限)

第6条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物を携行する者

(2) 風紀を乱すおそれがあると認められる者

(3) その他管理上支障があると認められる者

(管理上の制限)

第7条 センターを利用する者は、センター内において許可なくして、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 物品の販売その他商行為をすること。

(2) 所定の場所以外で火気を利用し、又は喫煙すること。

(3) 印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

(令和2規則15・一部改正)

(田ヶ谷総合センター運営委員会の委員)

第8条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 市内の公共的団体等の代表者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 市の職員

2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平31規則16・令和2規則15・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第9条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部人権・男女共同参画課において処理する。

(平成29規則20・一部改正)

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

(令和2規則15・旧第1項・一部改正)

附 則（平成 29 年規則第 20 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年規則第 16 号）

この規則は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

（令和 2 規則 15・旧第 1 項・一部改正）

附 則（令和 2 年規則第 15 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年規則第 2 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

第 号

田ヶ谷総合センター利用(変更)許可申請書

年 月 日

加須市長 様

申請者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

次のとおり、田ヶ谷総合センターの利用(変更)について許可を受けたいので申請します。

利用日時	月 日() 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで		
利用室名	1階	集会室・会議室兼相談室 教養娯楽室・食生活改善室	
	2階	図書室・学習室・会議室 工作室・音楽室	
団体名			
利用目的 (利用変更)			
利用人員	使用備品		
	使用料		円

様式第2号(第5条関係)

第 号

田ヶ谷総合センター利用(変更)許可書

年 月 日

様

加須市長 

次のとおり、田ヶ谷総合センターの利用(変更)を許可する。

利用日時	月 日() 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで		
利用室名	1階	集会室・会議室兼相談室 教養娯楽室・食生活改善室	
	2階	図書室・学習室・会議室 工作室・音楽室	
団体名			
利用目的 (利用変更)			
利用人員	使用備品		
	使用料		円

様式第 1 号（第 5 条関係）

（令和 2 規則 1 5 ・一部改正）

様式第 2 号（第 5 条関係）

（令和 2 規則 1 5 ・一部改正）